

# 申請等に関する押印廃止方針

令和3年4月

## 一、基本的な考え方

- 1, 法律、条例等に根拠がない押印は、原則廃止とする。
- 2, 押印廃止にともない、提出書類の記載項目や添付書類等について再検証し、様式の省略、簡略化を図り、ペーパーレス化を促進する。

## 二、押印廃止に関する判断基準

行政手続きの簡素化及び村民の利便性の向上を図るため、個人、事業者及び職員が行う申請手続き等において、村民等に求めている申請書の氏名欄の認印（個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のもの）の押印について、次の判断基準により見直しを実施する。

### 1 押印が必要なもの

(1) 契約書（地方自治法第234条第5項により記名押印を義務付け）

ア 契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。

イ 契約書に基づく「口座振替（送金）申請書」、委任状、請求書、領収書等を含む。

(2) 孀恋村入札参加資格者に対して、記名押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの

(3) 補助金に関するもの

※但し、村単事業の交付申請、交付決定等については、できるだけ電子化もしくは簡素化による押印廃止を図る。

(4) 本村以外の組織・団体から押印が義務付けられているもの

(5) 上記以外の国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの

### 2 署名が必要なもの（署名または記名押印の選択制）

氏名の記載にあたり自署である必要があり、個人、個人事業者、法人格のない団体については、本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可能とする。

なお、法人については、法人としての意思確認のため、原則記名押印とする。

(1) 国及び県の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの

ア 署名又は記名押印の選択制としているものを含む。

(2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの

ア 手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまう恐れのあるもの

(ア) 振込先が本人口座に限られる場合を含まない。

イ その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じる恐れのあるもの

(3) 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要があるもの

3 押印も署名も不要なもの(代筆や印刷されたものなどの記名で良く、押印不要なもの)  
押印を求める必要性や実質 押印を求める必要性や実質 求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないものは廃止し、記名的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないものは廃止し、記名のみでよいこととする。

(1) 閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申込書等で、対象が不特定のものであり、押印や署名を求めてまで本人を確認する必要のないもの

(2) 履歴書、住所変更届等で、単に事実・状況を把握することのみを目的とするもの

(3) 申請等に係る一連の手続の過程で運転免許証その他公的証明書(パスポート、個人番号カード等)の提示等により本人確認が可能なもの

(4) その他押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないもの